

○租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）（抄）

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者に勤務する非居住者等の給与の非課税）

第二十九条 恒久的施設を有しない非居住者で次に掲げるものの所得税法第百六十一条第一項第十二号イに掲げる給与（令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行う博覧会関連業務（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の準備又は運営に関する業務で営利を目的としないものをいう。第二号において同じ。）に係る勤務に基因するものに限る。）については、所得税を課さない。

- 一 公式参加者（日本国政府からの二千二十七年国際園芸博覧会への参加の公式の招請を受け入れた外国又は国際機関（外国法人に限る。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に勤務する者
- 二 公式参加者の博覧会関連業務を行う外国法人で財務省令で定めるものに勤務する者
- 三 公式参加者が当該公式参加者の二千二十七年国際園芸博覧会の会場における展示について責任を有することその他の政令で定める任務のために任命する者又はその者の当該任務に係る事務の代理をする者
- 四 博覧会国際事務局の事務局長又は博覧会国際事務局の事務局の職員

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）

第六十七条の十六の二 次に掲げる外国法人の各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得又は同項第六号に掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるもの（これらの国内源泉所得のうち令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行う第二十九条に規定する博覧会関連業務に係るものに限る。次項において「対象国内源泉所得」という。）については、法人税を課さない。

- 一 第二十九条第一号に規定する公式参加者
 - 二 第二十九条第二号に規定する財務省令で定める外国法人
 - 三 博覧会国際事務局
- 2 前項各号に掲げる外国法人の各事業年度の対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。
- 3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の二第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課税の特例）に規定する対象国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。
- 4 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （令和七年三月三十一日）抄

（令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会の公式参加者である外国法人等に係る課

税の特例に関する経過措置)

第五十三条 新租税特別措置法第六十七条の十六の二の規定は、同条第一項各号に掲げる外国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。